

春日井市防犯対策事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、防犯関係機関及び団体と連携し、防犯対策の推進、防犯意識の高揚、青少年の健全育成及び暴力の追放等、防犯活動の発展向上に幅広く寄与するため、予算の範囲内で、防犯協会等が行う事業に対し補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付申請することができる者は、春日井防犯協会連合会及び春日井工場事業場防犯協会(以下「防犯協会等」という。)とする。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、防犯協会等が行う次の事業とする。

- (1) 防犯対策に関する調査、研究及び指導に関する事業
- (2) 関係機関、団体が行う防犯活動への協力援助に関する事業
- (3) 防犯思想の啓発に関する事業
- (4) 犯罪の予防及び検挙活動への協力援助に関する事業
- (5) 善良な風俗の保持及び風俗環境浄化のための活動に関する事業
- (6) 青少年の健全育成のための活動に関する事業
- (7) 暴力団の排除及び暴力の追放に関する事業
- (8) その他防犯協会等の目的に必要な事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、春日井防犯協会連合会にあつては3,000,000円、春日井工場事業場防犯協会にあつては100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の4月30日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 規約

(2) 役員名簿

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、防犯協会等の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(検査等)

第11条 市長は、防犯協会等に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
第3条第1号から第7号までに掲げる事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費、委託料及び使用料
第3条第8号に掲げる事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費、委託料、使用料、備品購入費、給料、賞与、負担金及び補助金